

阿久比町制70周年記念ロゴマーク使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿久比町制70周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用の承認について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図に掲げるものとする。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマークの使用の承認を受けようとする者は、町長に対して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 阿久比町制70周年記念事業実行委員会が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道目的に使用する場合
- (4) 阿久比町の職員が構成員又は事務局として加わった実行委員会等が主催するイベント等で使用する場合
- (5) 阿久比町制70周年記念冠事業承認事務取扱要綱により承認を受けている事業で使用する場合
- (6) その他町長が適当と認めた場合

2 前項の規定による申請をする者は、阿久比町制70周年記念ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 図案等ロゴマークの使用内容の分かるもの
- (2) その他町長が必要と認める書類

(使用承認の審査等)

第4条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に基づき、その内容を審査する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長はこれを承認しない。

- (1) 阿久比町の信用又は品位を害すると認められる場合

- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- (3) 社会通念上承認することが不相当と認められる場合
- (4) その他承認することが不相当と認められる場合

(ロゴマークの使用承認)

第5条 町長は、第3条の申請があったときは、使用の承認の可否を決定し、阿久比町制70周年記念ロゴマーク承認通知書(様式第2号)又は阿久比町制70周年記念ロゴマーク不承認通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、町長は、ロゴマークの使用に関して次に掲げる条件を付することができる。

- (1) ロゴマークの使用は、申請書に記載された使用目的に限るものとし、目的以外の使用を禁止すること。
- (2) ロゴマークの転貸、改変等を禁止すること。
- (3) ロゴマークを使用した製作物等は、製作する前に町長に見本等を提出すること。
- (4) ロゴマークを使用した製作物等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下又は類似の既製品の価格と同等以下の額とすること。
- (5) ロゴマークを使用した製作物等は、商標登録を禁止とすること。
- (6) その他町長が必要と認めること。

(使用内容の変更)

第6条 ロゴマークの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに町長に報告し、指示に従うものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、ロゴマークの使用に関して不適切な使用を行っていると判断した場合は、使用の承認を取り消すことができる。

(使用承認期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、申請のあった期間又は使用の承認のあった日から令和6年3月31日のいずれか早い日までの期間とする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでない。

(使用料)

第9条 使用者に対するロゴマークの使用料は無償とする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークを使用した製作物等に関する事故又は苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第11条 ロゴマークの使用承認に関する庶務は、総務部政策協働課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年3月15日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定の適用については、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

別図（第2条関係）

阿久比町制70周年記念ロゴマーク



フルカラー ver.



モノクロ ver.